

知財教育とパテントコンテスト・ デザインパテントコンテスト

平成 27 年度パテントコンテスト委員会

平成 24・27 年度 パテントコンテスト委員会 委員長 舟橋 榮子

要 約

平成 28 年 1 月 25 日（月）に東京都千代田区のイイノホールにおいて、平成 27 年度パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの表彰式が挙行されました。主催者は文部科学省・特許庁・日本弁理士会・（独）工業所有権情報・研修館の 4 者共催です。

このコンテストの対象は大学生・高専生・高校生等であり、毎年、8 月 9 月に発明（アイデア）及び意匠（デザイン）作品を募集し、審査によって出願支援対象作品を選考し、表彰しております。日本弁理士会ではパテントコンテスト委員会が担当しております。

本委員会では、知財教育とパテントコンテスト・デザインパテントコンテストに関し、弁理士会から 5 項目の諮問事項が委嘱されました。要約すると、①前記の 4 者共催によって、知的財産支援センターの協力を得て、両コンテストを企画し実行すること、②両コンテストの応募件数の増加施策を検討し実行すること、③日本弁理士会主催東日本大震災支援キャンペーンの両コンテストを、特許庁及び各省庁と協議し、知的財産支援センター、広報センターの協力を得て、企画し実行すること、④両コンテストについて広報センターと協力して広報を実行することです。

本委員会では、次年度からの応募を継続させる一つの施策として、コンテストに応募してきた学生・生徒の学校を訪問し、インタビューを行いましたので、合わせて報告します。

目次

1. はじめに
2. 基本方針について
 - (1) 人材育成と周知活動
 - (2) パテントコンテスト委員会の取り組み
 - (3) 広報強化
 - (4) 委員会組織の見直し
3. 受賞校インタビュー
 - (1) 岩手県立産業技術短期大学校
 - (2) 岐阜県立高山工業高等学校
 - (3) 徳島県立つぎ高等学校
4. おわりに

1. はじめに

・パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの紹介

何故、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストと呼ぶのですか？

パテントコンテスト・デザインコンテストと呼ばないのですか？

デザインコンテストと呼ばれるコンテストは、全国規模で多数開催されておりますが、その中には、学生

や高専生を対象としたコンテストやコンペディションもあります。しかし、本会のパテントコンテスト・デザインパテントコンテストのように、高校生から大学生までを対象として、審査だけでなく、特許権や意匠権の取得まで面倒をみるというコンテストは他にはありません。このコンテストの発足当時の主催者らは自他識別性の良いネーミングをよくぞ思いついたものです。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト（以下コンテストと総称する）の主催者である実行委員会は、文部科学省、特許庁、日本弁理士会、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）により組織されています。年 1 回開催で平成 27 年度にはパテントコンテストは 13 回（プレコンテストを含めると 14 回）、デザインパテントコンテストは 7 回（プレを含めて 8 回）継続してきました。（注 1）

平成 27 年度のコンテストの応募件数は、686（前年は 768）件でした。その内訳はパテントコンテストでは大学 160（前年は 170）件、高専 69（106）件、高校 198（218）件でした。デザインパテントコンテストで

は大学 83 (前年は 97) 件, 高専 33 (13) 件, 高校 153 (164) 件でした。年々, 応募件数は増加傾向にありましたが, 昨年は減少に転じました。昨年の減少の要因を検証して, 今年度はさらにコンテストの意義を PR する必要があります。

日本弁理士会では, パテントコンテスト委員会が, これらのコンテストを担当し, 学生・生徒への広報及び知財教育から, コンテストの審査, 特許権・意匠権の権利取得までを担当しております。

2. 基本方針について

大学生, 短大生, 専門学校生及び高校生に, 発明の創造及び意匠の創作を促すこと並びに産業財産権制度の実践的習得の場を提供することを目的とするパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施するために, 前述の文部科学省, 特許庁, 日本弁理士会, 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT) の 4 者により組織される実行委員会があります。コンテストはこれら 4 者の共催により実施されます。

具体的には, コンテストは, 知財教育の一環として知的財産の特許・意匠の制度を学生・生徒が経験することにより教育現場で理解・実践して貰うことです。コンテストには, 高校生・高専生・大学生等が, 発明 (アイデア)・意匠 (デザイン) の作品を, 個人的に応募することも, また学校を通して応募することもできます。学生は前者が, 生徒は後者が多いようです。

(1) 人材育成と周知活動

パテントコンテスト委員会 (以下「本委員会」という) では, 日本弁理士会の委員会の中から, コンテストの広報を担当する広報センター及び大学の事前セミナーを担当する知的財産支援センターの協力により周知活動を実施しており, 知的財産制度の普及と啓発のため, 北は北海道から南は沖縄まで全国展開で知財教育と共にコンテストの PR を行っております。具体的にはセミナーの企画, 講師派遣, 出張授業などです。すべて無料で弁理士の出張費は日本弁理士会から出されます。また, 日本弁理士会のホームページ上にコンテストに関する情報を掲載しております。幸いなことに, 委員の構成も半数が地方在住の方で近辺の学校への研修出張に協力して頂いております。

デザインパテントコンテストは, 一般のデザインコンテストと一線を画し, 応募条件として意匠制度を学

ぶことを前提としているため, 各学校で意匠権セミナーを受講することを条件としております。意匠権セミナーの開催は, コンテストの審査と並んで, 本委員会の主要な担当の一つであり, コンテストの応募開始前に講師を派遣して希望校で行われます。

(2) パテントコンテスト委員会の取り組み

本委員会では, 講師の事前学習のため, 年度初めに全委員を対象に勉強会が行われ, 研修テキストも年ごとの積み重ねにより充実してまいりました。当初は著作権と意匠権の相違に時間をかけすぎて, コンテストの説明にまで手がまわらない講師もおりましたが, 今年度は年々充実してきたテキストによって, 講師の良し悪しに差が出なくなっております。事前セミナーは, 昨年度は 26 校の大学, 高専, 高校で実施されました。

① DPJ との協力体制

前述のように, 本委員会では, 大学の知財セミナーを担当する知的財産支援センターの協力により周知活動を行っております。具体的には, 知的財産支援センターの第 2 事業部 (以下「DPJ」という) の協力を得ております。DPJ は「デザインパテントプロジェクト」の略語で平成 24 年 10 月に発足し, 本委員会の実質的支援を開始しました。その目的は, 本委員会と協力し新規応募大学の開拓, コンテストへの参加拡大を推進することにあります。メンバーの半数は本委員会の会員でもあります。本委員会と合同会議を開催し, 緊密な連絡を行います。新規大学へのセミナー実施の打診, 訪問, 会議等への参加・勧誘を行い, また前年度までの既訪問校については, 継続応募の依頼, フォローアップのために訪問します。原則的にはコンテスト募集前に行いますが, 募集後も要請により行います。

DPJ の地道な活動によって, 平成 27 年度はその前の年度よりも, 大学の応募校数が 13 校から 20 校と 54% の増加となりました。先にも述べましたように応募校数は総数的には減少しましたが, この大学の応募校数の増加が, 応募件数の維持に大きく貢献しており, 新規開拓校が無ければ大学部門のコンテスト応募状況は大きく後退したものになったと思われるので, 前年度の DPJ は総括しております。

本委員会では, DPJ により新規開拓された学校について, 「継続的な応募校の育成」を行うことを今後の課

題とすることが望まれております。それには、応募校へ継続して情報を提供し、連絡を取り合い、さらに学校の先生等の担当者への働きかけを緊密に行うことが必要と思われま

② INPIT との協力体制

本委員会は、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) と、コンテストの開催について、協力体制をとっております。具体的には、INPIT はコンテストの主として高専、高校への PR、大学を含めた募集要項の配布、応募書類の受付、方式の審査等を行います。

明細書・図面の内容等の発明・意匠の実体審査・予備選考及びコメント作成は本委員会が行い、特許庁は意匠の審査・予備選考を行います。残念ながら支援対象外になった応募案件につき、本委員会の委員が1件ごとにコメントを作成する作業は、事前セミナーと共に本委員会の重要なものとなっています。

1次審査により絞り込まれた応募作品の中から、選考委員会が最終選考を行い、審査結果がまとめられると、優秀な作品(出願支援対象発明及び出願支援対象意匠)については表彰式を開催して表彰します。特に優秀な作品については、平成27年度は主催者から、文部科学省科学技術・学術政策局長賞、特許庁長官賞、(独)工業所有権情報・研修館理事長賞、震災復興応援賞、コンテスト選考委員会の委員長に就任された日本科学未来館館長・毛利衛氏による選考委員長特別賞、日本弁理士会会長賞(順不同)が授与されました。

INPIT は、高校生・高専生・大学生による発明(アイデア)・意匠(デザイン)の応募作品を受け付ける窓口であり、表彰式までの一連の事務作業を一手に引き受け、コンテストを運営する重要な事務局でもあります。コンテストを通して学生・生徒の知的財産マインドが高まり、知的財産制度の理解が深まることを期待されております。

③ 受賞者の特典

出願支援対象作品に選考された者は、日本弁理士会から派遣された弁理士の指導の下に出願から権利取得までを実際に体験することができます。具体的には、願書・明細書・図面を作成し、電子出願作業を経験します。出願料・審査請求料及び特許料の3年分・意匠登録料の3年分(前年度までは1年分でした)は日本弁理士会が支援します。また、指導弁理士には指導料

が弁理士会から支払われます。特許庁の審査官によって、発明では従来技術と比較して発明の新規性、進歩性、実施可能性等が、意匠では従来のもものと比較して意匠の新規性、創作容易性、実施可能性等が審査されます。発明や意匠が登録要件を満たし、特許料・意匠登録料が支払われた後、特許登録され、あるいは意匠登録されま

すと、特許権、意匠権として認められ、産業界のニーズに合うものには、権利活用のオファーが来ます。また、権利者自身で活用することも期待できます。

平成27年度のパテントコンテストでは、応募総数417件のうち出願支援対象作品の選考数は31件、デザインパテントコンテストでは、応募総数269件のうち選考数は30件でした。平成26年度は、パテントコンテストの応募総数が494件、デザインパテントコンテストの応募総数は274件でしたが、出願支援対象作品の選考数は、平成27年度とほぼ同数でした。この選考数は、弁理士会のパテントコンテスト等対応予算の範囲で決まります。

④ コンテストの問題点

出願支援対象となる発明及び意匠の増加を期待して、平成14年のパテントコンテスト開始当初から、応募総数及び応募校の増加を図るためセミナーの開催やパンフレットの配布、教師等への働きかけなど、模索してまいりました。毎年、増加傾向にあった応募件数が、昨年は減少に転じました。昨年度の減少の主たる要因を検証するとともに、コンテストの将来を見据えることが必要と考えられています。

毎年問題になり、未だ解決されていない課題が一つあります。それは出願支援の段階で特許出願の願書に発明者が記載されますが、発明者が未成年者の場合、法定代理人(親権者)の氏名も必要です。教育現場では、高校生や高専低学年では発明者や特許権者が未成年者であるため、特許公報等に法定代理人の氏名も掲載されます。未成年者のプライバシー保護の観点から改善の余地があると考えられています。(注2)

デザインパテントコンテストのように、代理人を弁理士とすれば、この問題は一挙に解決されます。指導弁理士や学校関係者のご苦勞を考えると、今後の課題として議論していく必要があると思います。

(3) 広報強化

本委員会は、日本弁理士会の広報センターとも連携し、広報活動を行っております。

具体的には、広報センターと合同会議を開催し、多くの会員へのコンテストの理解と協力を求める施策を協議し、広報を実行します。当面の広報強化の目標は、応募校と応募者の増加のための全国展開です。また、広報センターの広報活動でコンテストの広報も実施して貰います。平成27年度は「教育學術新聞」に「求む。高校生・高専生・大学生のチャレンジ!」と題し、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの広告が掲載されました。日本弁理士会のホームページにも、コンテストの詳細が掲載されました。予算との兼ね合いも考慮して、今後も他委員会とのタイアップによる広報が必要であると考えられます。

(4) 委員会組織の見直し

前述のように知的財産支援センターの第2事業部(DPJ)の協力のもとに、コンテストに応募する大学の新規開拓を行ってまいりましたが、本委員会にも所属する委員が両方で活躍している現状を考慮して、本委員会にDPJの組織を併合させて、当面の課題を担当することを提案したいと考えます。

3. 受賞校インタビュー

コンテストの応募作品は、主催者の選考委員会によって出願支援対象作品として最終選考され表彰されます。さらに特に優秀な作品には、当日に発表される主催者賞として、平成27年度は主催者から、文部科学省科学技術・学術政策局長賞、特許庁長官賞、(独)工業所有権情報・研修館理事長賞、震災復興応援賞、コンテスト選考委員会の委員長に就任された日本科学未来館館長・毛利衛氏による選考委員長特別賞、日本弁理士会会長賞(順不同)が授与されました。

出願支援対象作品61件は、いずれも甲乙つけがたい優秀な作品でしたが、厳選のうえ、本委員会は岩手県立産業技術短期大学校、岐阜県立高山工業高等学校、徳島県立つるぎ高等学校を訪問し、学生・生徒へのインタビューを行いました。

(1) 岩手県立産業技術短期大学校



1. 岩手県立産業技術短期大学校

岩手県における実践技術者を育成することを目的に、岩手県立産業技術短期大学校は平成9年4月に開校した。電子技術、建築、情報技術など8科で創造力と実践力を養うカリキュラムが組まれている。

デザインパテントコンテストへの応募は平成27年度が初めてだったにもかかわらず、7件の応募作品から3件が意匠登録出願支援対象に選ばれる快挙となった。このうち1件は震災復興応援賞も受賞している。

3件の创作者はいずれも産業デザイン科プロダクトコースの2年生。プロダクトコースは工業デザイン、木工を含む工芸を対象に、1年生で基礎を学び、2年生になるとさまざまな課題で実際に「もの」をデザインし、つくる。応募作品はいずれも、そうした課題で創作された自信作だ。

震災復興応援賞を受賞した「スタイリー(ハンズフリーライト)」の创作者・鈴木杏梨さんは、「デザインと機能をうまく実現できたと思える作品です。外部の人の目でどう評価されるのか知りたくて応募しました」という。リュックサックからイメージした「スタイリー」は、肩ひもに当たる部分にシート状の有機ELを入れて光源とした、両手が自由な状態で使用できる照明器具だ。

「震災復興応援賞に選ばれたのは、災害時に役立たいという考えがデザインで理解されたのだと思い、とてもうれしかったです」と鈴木さんは喜びを語る。災害時だけでなく、例えば夜間にジョギングする人にも使ってもらえる「スタイリッシュなもの」を目指して3Dデータ上のマネキンの体に合わせてデザインを調整したが、なかなか実際の体に合わずに試行錯誤を繰り返したという。

吉田雅彦さんは「ものづくりについて学び、蓄積した力を発揮できた作品」である「Safety～小学生のための安全なカッター～」で出願支援を得た。子供たちがカッターを使う際に、刃先がぶれないだけでなく、添えている手を切らないような形状を考えたものだ。3Dプリンターで製作するためのCGデータ作成で、手で握りやすい形状の3次曲面を描くのが難しかったそうだ。

「CGでデザインしたかっこいいものをつくりたくてこの学校に進学しました。デザインパテントコンテスト応募の経験を活かして、CGで設計するものづくりに関わっていきたいです」と吉田さんはこれからの抱負を語る。

鈴木さん、吉田さんの作品は「ユニバーサルデザイン」という課題によるものだが、佐々木理恵子さんは木工の課題「椅子」でつくった「くじらいす(体の曲線に添う座椅子)」で応募した。「自分が欲しい椅子を考えて、本を読んだりするテーブルのついた座椅子があればと思った」ことから生まれたものだ。人体データに基づいてCGで曲がり具合を決めた座面は、曲げ合板を積層してつくっている。この座面の曲面に取り付けたテーブルを、座ったときにまっすぐ使えるように設計するのに苦労したという。「もっと木工の技術を積み重ねて、いずれは自分で椅子やテーブルなどを製作したい」という佐々木さんにとって、応募作は木工デザイナーとしてのデビュー作となる。

産業デザイン科総括の多田誠先生は、「自分の作品を外部の人に見せるのは一つのチャレンジです。作品が評価され、意匠登録できれば自信につながりますし、自分の作品やアイデアを大事にするようになります。ものづくりを目指す学生たちにとって、実社会に出る前に視野を広げられる機会でもありと考えています」とデザインパテントコンテスト応募の意義を評価している。



2. 同校受賞者へのインタビューの様子

(2) 岐阜県立高山工業高等学校



3. 岐阜県立高山工業高等学校

平成24年度からパテントコンテストに毎年応募してきた岐阜県立高山工業高等学校は、25年度の文部科学省 科学技術・学術政策局長賞に選ばれている。27年度は3件の応募で2件の特許出願支援を受け、うち1件は日本弁理士会会長賞を受賞した。

同校では機械科、電気科、電子機械科、建築インテリア科の4科計160名の3年生が、自分で課題を選び、研究する「課題研究」という授業がある。4月の進級時に、その授業のために学生が設定する課題の一つとして選ばれるのがパテントコンテスト応募だ。「ものづくりに関わる学生たちにとって知的財産権について学ぶ格好の機会だと考えています」と指導に当たる電子機械科学科主任の門前雅人先生はいう。27年度は電子機械科の椿原拓馬さん、塩谷琢誠さん、塩屋文崇さんの3人が選択した。同校を訪ねた日、塩屋さんをご都合がつかず、椿原さん、塩谷さんの話を聞いた。

応募しようと思った動機を2人に聞いた。「ものづ

くりがたくて工業高校に進学し、人の役に立つものをつくりたいと思っていました。地域の人に貢献できるものをつくって、それで特許が取れるといいなと思いました」というのは椿原さん。塩谷さんは「前年度も先輩たちが応募していたので、自分も身の回りの不便なものを改良して応募したいと思いました」という。

最初に各自 10 件ほどのアイデアを提出し、J-Plat-Pat で検索して既存技術と照合したり、自分たちの技術力で実現できるかどうかを検討した。J-Plat-Pat での検索は「せっかく考えたアイデアがすでに登録されていた技術だと知った時は、がくっとしました」（椿原さん）、「同じものがあるのかどうか、ドキドキしながら調べました」（塩谷さん）というスリリングな体験だったようだ。

絞り込んだアイデアを 3 人で話し合い、お互いにアドバイスし合いながら最終的な応募作を選んだ。応募のための書類作成もすべての案件について分担して、夏休み明けからは学校に夜まで居残って書いたという。椿原さん、塩谷さんはともに「図が大変だった」と振り返る。明細書で求められる図は、工業系の図とは描き方が違うようで、そうした戸惑いもあったようだ。さらに「形を言葉で説明するのが難しかった」（椿原さん）、「特許特有の言葉がわからなかった」（塩谷さん）と、発明の文章化にも苦労したようだ。

日本弁理士会会長賞も受賞した「結束補助具 4」は椿原さんが発案者。これは 25 年度に同校から応募して特許出願支援を得た「イーザーバンド」を進化させたものだ。新聞紙などの紙の束をひもで結束する補助具で、「イーザーバンド」は消耗品だったことから、同校で改良が進められてきた経緯がある。「4」は「イーザーバンド」のアイデアの 4 代目ということだ。

「地域の資源回収で、年配の方がきっちり縛れていない新聞の束が崩れて困っているのを目にしていたので、使いやすくして簡便なものにしたいと思いました」と椿原さんは発明のきっかけを語る。出願支援対象に選ばれたことも意外だったのに、授賞式で日本弁理士会会長賞受賞を告げられ「パニックってしまいました」と喜びを語る。

塩谷さんが発案した「額のずれないフック」は、よく目にする「留め具にかけたひもが滑って額が斜めになるのを固定できないかなと思って」既存のフックに改良を加えたものだ。「どういう発明が出願支援を受

けられるのかわからなかったので、決まった時は驚きました」という。

この経験を通して思ったことを最後に聞いてみた。「自分には遠いものだと考えていた特許を、課題研究で出願することができて、思っていたより近い存在だと感じました」（椿原さん）。「以前はふだんの生活で不便だと思うことを変えようとは思いませんでしたが、どうしたら改良できるのか考えるようになりました」（塩谷さん）。その思いは、それぞれの進路で新しいアイデアを生むことにつながっていくのだろう。



4. 同校受賞者へのインタビューの様子

(3) 徳島県立つるぎ高等学校



5. 徳島県立つるぎ高等学校

平成 27 年度のパテントコンテストで選考委員長特別賞を受賞した「ラベルはり機」は、徳島県立つるぎ高等学校商業科 3 年の廣岡里菜さんの発明だ。「特許出願支援に選ばれただけでうれしかったのですが、選考委員長特別賞をいただいたのは、ものすごく驚きました」と授賞式を振り返る。同行していた電気科長・小神宣彦先生と思わず顔を見合わせたそうだ。小神先

生も「事前に聞かされていなかったのに、発表されたときは、喜ぶよりあわてました」と笑う。

同校は貞光工業高等学校と美馬商業高等学校を統合して平成26年4月に開校、電気、機械、建設、商業、地域ビジネスの5科がある。パテントコンテストには、25年度に貞光工業高等学校として初めて応募した。この年にINPITの「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」に応募したことを契機に、弁理士でもある徳島大学の出口祥啓教授のアドバイスを受けて、知財教育にも一段と力を入れてきた。パテントコンテスト応募の第一歩として、校内でアイデアコンテストを行い、優れたアイデアとして選抜された発明者を徳島大学の知財関連セミナーに派遣し、コンテストの応募につなげている。

「明細書の書き方など知財について、大学生と一緒に具体的に学ぶことのできるセミナーに参加することは大きな刺激となります。自分で考え、工夫することで特許出願という特典が得られることを知り、一人、一人の意欲が高められると感じています」と小神先生はいう。

校内コンテストの1年目は具体的なテーマがなかったが、2年目から地元企業のニーズを聞いて課題を設定したことで、26年度のパテントコンテストで「店舗セキュリティシステム」が出願支援を獲得した。発明者の電気科・中山撰悟さんは当時2年生だった。「自分が考えたアイデアを特許にできる機会があると知って、日常生活で不便だと思っていることを解決する発明で出願してみたいと思いました」と応募の動機を語る。中山さんの発明は既存の技術を使った、レジを通さずに商品を決済できる簡便なシステムだ。同様の技術の特許文献で比較検討し、機能することを確認すると同時に、新規性を抽出していったそうだ。「パテントコンテストは応募数が多かったため、出願支援を得るのは半ば諦めていました。低コストで小規模店舗でも導入できる実用性が評価されたのだろうと思って、とてもうれしかった」と中山さんは振り返る。最新技術が好きで、部活動では機械工作部でマイコンカーをつくっていたことも、発明のヒントになったそうだ。

廣岡さんは「商業科では学べない知的財産権などについて知る機会」と考えてアイデアコンテストに参加したそうだ。「ラベルはり機」は地元の固有種のとうがらしでつくられる特産品の「みまから」を製造する美馬交流館のニーズに応えたものだ。小規模生産のた

めにすべての行程が手作業で行われるが、瓶にラベルをゆがみなく貼るのが難しいので、改善できないかという課題が出た。高額な設備ではなく、従来のラベル貼りに改良を加えて効率化できるように、ラベルの位置を決める仕組みを考え、貼るときの角度を調整したという。図面で描いていたが、徳島大学のセミナーで立体にするとよいとアドバイスされ、ボール紙で模型をつくったことが発明を具体的にとらえ、明細書の図を描く上でも役立ったようだ。「わかりやすい」と小神先生が評価する図は、美術部に所属する廣岡さんの描く力が生きたのだろう。

小神先生は「国内外で知財に関連してさまざまな問題が起きています。電気をはじめとする技術系の学科だけでなく商業分野でも、知財の知識はますます重要になるでしょう。知財の知識をもってアイデアを出せる人材を育てていくために、パテントコンテストをチャレンジの場と位置づけています」という。廣岡さん、中山さんは、高校を卒業して向かう新しいステージでも出願の経験を糧に活躍するだろう。



6. 同校受賞者と指導教諭の小神先生

4. おわりに

知的財産権（特に特許権および意匠権）についての教育を目的としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストは、プレコンテストを含めて、平成27年度は前者が14回目、後者が8回目となりました。4者からなる主催者の協力と、応募校の知財教育に関わる担当者の努力の賜物です。

平成28年度はコンテストも節目の年となりそうです。コンテストに応募する願書等の書類も手書きの書類が多かった初期のころと比べて、3Dプリンターやパソコンの普及によって、短時間にまとめることが可

能になりました。学生・生徒の皆さまが、知財の習得や従来技術の調査に多くの時間を費やしていることが、インタビューからも読み取れると思います。今後は、コンテストに応募する件数だけでなく、応募校の数が一層増加することを期待しております。

コンテストの発足以来、14年経過しました。パテントコンテスト・デザインパテントコンテストは、高校生・高等専門学校生・大学生等の知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的として実施してまいりました。日本弁理士会は、文部科学省、特許庁、(独)工業所有権情報・研修館の4者からなる主催者の一員として、今後も協力して目的達成のために邁進してまいります。



7. 平成27年度パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト表彰式の様子 (イイノホール, 港区)

・平成28年度のパテントコンテスト

募集期間：平成28年7月7日(木)～9月16日(金) 当日消印有効

・同デザインパテントコンテスト

募集期間：平成28年7月7日(木)～9月23日(金) 当日消印有効

応募方法の詳細は、(独)工業所有権情報研修館のパテントコンテスト・デザインパテントコンテストホームページ (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/index.html>) に掲載されております。沢山のご応募をお待ちしております。

・事前セミナー

本委員会では、平成28年度の事前セミナーの申し込みを、日本弁理士会のパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事務局で受付開始しました。メールやFAX、郵送でお申し込みできます。折り返し担当者よりご連絡します。

メール送信先：contest@jpaa.or.jp

FAX 送信先：03 - 3519 - 2706

郵送先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館

お申込み受付後、電話またはメールで詳細をお伺いします。セミナー開催3日前までに、関係コンテンツ及び副教材をお届けします。

(参考文献)

注1) パテント 2013.2 Vol.66 p.12 知的財産制度を理解した若き技術者・プロダクトデザイナーを育成する夢あるパテントコンテスト & デザインパテントコンテスト 平成22・23年度パテントコンテスト委員会 委員長 飯田昭夫

注2) パテント 2013.2 Vol.66 p.17 知的教育における「パテントコンテストおよびデザイン・パテントコンテスト」の意義 旭川工業高等専門学校 教授 谷口牧子

(原稿受領 2016.5.9)